大阪府情報公開審査会答申(大公審答申第387号)

〔新型コロナウイルス禍における修学旅行関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕①答申日:令和6年2月26日)

第一 審査会の結論

- 1 実施機関(大阪府教育委員会)は、本件請求1について、令和2年8月21日付け「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス感染症対策)に係るガイドライン」(令和2年12月3日改訂)を対象文書として特定のうえ、改めて公開、非公開等の決定を行うべきである。
- 2 実施機関のその余の判断は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 審査請求人は、大阪府教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、令和2年9月6日、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。(行政文書公開請求の内容)

府立○○高校について、

- 1. 新型コロナウイルス蔓延下において、令和2年度修学旅行を通常通りに実施できる根拠
- 2. 上記1. の修学旅行について、引率者を選定した根拠
- 3. 上記 2. について、クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由が わかる根拠
- 4. 上記3. について、当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料
- 5. 上記 2. ~ 4. について、当該クラスの生徒等が高等学校課に架電にて申し出た内容が わかる資料
- 2 実施機関は、本件請求に対し、同月14日、本件請求文書は作成しておらず、管理していないことを理由として、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、同月17日、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を 行った。

第三 審査請求の趣旨

処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

請求文書1. について、当該校は当初の修学旅行予定から日程変更も無く、新型コロナウイルス蔓延下においても大きな内容変更を伴っていないため、通常通りに実施したと判断できるため、その根拠があるのは自明である。よって公開すること。

請求文書 2. について、当該校では育休明けの時短勤務職員が修学旅行の引率を行っている 事実や、学級担任を修学旅行に引率させていないにも関わらずテレワーク申請も承認しないな どの行為が確認されているが、通常はそうした行為は安全配慮義務違反に当たると考えられる ため、それが該当しない根拠があるのは自明である。よって公開すること。

請求文書3.ないし4.について、学級担任として本人が引率を希望しているにも関わらず、 当該校長がそれを拒み、育休明けの時短勤務職員が修学旅行の引率を行っている事実があるた め、その根拠があるのは自明である。よって公開すること。

請求文書 5. について、架電の事実は確認済みであるため、内容が記録されていることは自 明である。よって公開すること。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由等について

(1) 弁明の理由

ア 請求文書「1」について

高等学校課内で確認するとともに、〇〇高校(以下「学校」という。)に確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

イ 請求文書「2」「3」「4」について

学校に確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査請求人が 求める行政文書は存在しない。

ウ 請求文書「5」について

高等学校課内で確認したところ、本件請求に係る行政文書は作成していないため、審査 請求人が求める行政文書は存在しない。

(2) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件請求1について

実施機関は、令和2年8月21日付け「令和2年度修学旅行の実施(新型コロナウイルス 感染症対策)に係るガイドライン」(令和2年12月3日改訂。以下「ガイドライン」とい う。)を作成している。

実施機関は、本件請求1について、新型コロナウイルス蔓延下であっても、修学旅行を 通常どおりに実施してもよいとする根拠文書を請求したものと解釈し、不存在と判断した とのことであるが、ガイドラインには、修学旅行実施の可否に係る考え方が記載されてお り、対象文書に該当すると考えられる。

よって、実施機関の本件決定は妥当ではなく、ガイドラインについて、公開、非公開等 の決定を行うべきである。

(2) 本件請求 2 について

修学旅行引率者(以下「引率者」という。)は、修学旅行対象学年の学年主任及びクラス担任等が選定されるという一定の傾向は認められるも、予算の制約、教員の状況、当該高校における生徒の男女比、支援の必要な生徒がいるかどうかといった事情を考慮のうえ、校長が引率者の人数を決定し、引率者を選定するものである。

もっとも、これらの事情は流動的なものであり、引率者の人数を決定するための基準及び引率者を選定するための基準を文書に定めていなかったとしても、不合理であるとはいえない。

(3) 本件請求 3 について

校長が、引率者を選定するにあたり、クラス担任であるかどうかは考慮要素となり得る ものの、他の考慮要素も含めて総合的に判断するものであり、その結果として、クラス担 任が引率者に含まれないこともあり得る。

校長は、引率者を選定するに当たり、様々な要素を考慮するところ、ひとつひとつの要素をどのように評価したのかという検討過程を、行政文書として作成することは考え難く、「クラス担任であるのに引率者に含まれない教員が存在する理由がわかる根拠」が存在しないことは、不合理ではない。

(4) 本件請求 4 について

引率者の選定については、前記(2)及び(3)のとおりであり、校長が、仮にクラス担任が引率を希望している旨の申入れを受けたとしても、そのような申入れを受けたこと、及びその申入れをどのように評価したのかという検討過程を、行政文書として作成することは考え難く、「当該クラス担任が引率を希望していることがわかる資料」が存在しないことは、不合理ではない。

(5) 本件請求5について

生徒等が高等学校課に架電した事実は存在するものの、業務上、通話内容を記録あるいは文書化するか否かは、通話内容に応じて判断されるものであって、一律に記録あるいは文書化されるものではない。したがって、当該架電にて申し出た内容がわかる資料を作成しなかったとしても不合理ではなく、文書が存在しないことは不合理ではない。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋